

令和6年度 入札・契約制度の改正等について  
(工事請負契約及び測量・設計等委託契約関係)

**1 条件付一般競争入札の対象範囲の拡大について**

原則、指名競争入札により発注することとしてきた、設計金額250万円超500万円未満の契約課契約工事案件及び設計金額100万円超500万円未満の契約課契約コンサル(測量・設計等委託)案件について、入札における一層の競争性、公平性及び透明性の向上を図るため、その一部(令和6年度は3割程度)を条件付き一般競争入札により発注することとします。

なお、条件付き一般競争入札により発注する案件の選定は、類似案件の入札不調・中止、札入れ状況等を踏まえて行います。

【参考】令和6年度 契約課契約の設計金額別発注方式(見込み)

設計金額	100万円	250万円	500万円	1,000万円
工事※			一部(3割程度)を 条件付一般競争入札	条件付一般競争入札
コンサル(測量・ 設計等委託)※				

※設計金額 250 万円以下の工事契約及び設計金額 100 万円以下のコンサル(測量・設計等委託)契約は事業担当課契約

**2 業者格付及び発注標準金額について**

令和6年度の年間工事発注見込みや入札参加登録業者数などを勘案し、契約課契約工事の発注標準金額について、次のとおりとします。

※令和5年度の内容から変更はありません。

営業種目	等級	総合評点	発注標準金額
土木一式	A	880～	4,000万円以上
	B	750～879	500万円以上9,000万円未満
	C	～749	4,000万円未満
建築一式	A	800～	4,000万円以上
	B	～799	1億円未満
電気	A	760～	1,000万円以上
	B	～759	7,000万円未満
管	A	760～	1,000万円以上
	B	～759	7,000万円未満
舗装	A	760～	500万円以上
	B	～759	3,000万円未満
共通事項：下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する場合がある。			

### 3 手持制限の緩和について

市内中小企業の受注機会確保等を目的に、従前から入札参加条件として、履行中の契約件数等に上限（以下「手持制限」という。）を設けているところですが、令和5年度の入札中止・不調の状況や令和6年度の年間工事発注見込等を考慮し、電気工事に対する手持制限を一部緩和して、次のとおり定めることとします。なお、手持制限の対象となる契約（以下「手持契約」という。）は、基準日時点で履行中（工事開始日から完成検査合格まで）の契約課契約工事案件を指します。また、本件改正後の手持制限は、令和6年4月1日以降に公告又は指名する入札において適用します。

契約課契約の工事発注について、手持契約の件数の上限を4件とする。ただし、電気工事及び総合評価方式の入札により契約相手を決定する工事については、さらに次の制限を設ける。

- (1) 電気工事の入札においては、手持契約の金額（2年度以上にまたがる契約の場合、契約金額を年度の数で除した額）の上限を5,000万円、~~一件数の上限を2件~~とする。ただし、共同企業体の構成員として受注した契約は、手持契約として加算しないものとする。
- (2) 総合評価方式の入札においては、低価格（調査基準価格未満）で契約した手持契約件数の上限を2件とする。

### 4 共同企業体対象工事の基準額変更について

従前から、大規模かつ技術的難度の高い工事については、共同企業体（特定の建設工事ごとに結成され、かつ、施工を共同で行うことを目的とした共同企業体）の結成を、入札参加条件として設定してきましたが、近年の人件費・材料費の高騰や市内業者の技術・実績の蓄積等を考慮し、次のとおり本市共同企業体取扱基準の一部を改正します。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注する工事は、発注予定金額が次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める金額以上のもので、かつ、工期、工事内容、技術的適正、現場状況等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が適当と認めるものとする。

- (1) 土木工事 予定価格 ~~2億円以上~~⇒3億円以上
- (2) 建築工事 予定価格 5億円以上
- (3) 電気工事 予定価格 ~~1億円以上~~⇒2億円以上
- (4) 管工事 予定価格 ~~1億円以上~~⇒2億円以上

2 前項に規定する金額に満たない工事についても、工事の内容により共同企業体による施工が特に必要と認められる工事については、この限りではない。

## 5 その他

### (1) 最低制限価格・調査基準価格（工事）について

契約課契約工事の最低制限価格の変更予定はありませんが、国の基準（「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（通称「公契連モデル」）の改定により、現在の最低制限価格等の範囲を超える場合、改正を行います。

#### 【最低制限価格・調査基準価格（相模原市）】

直接工事費の97%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の95%＋一般管理費の68%  
（ただし、予定価格の75%から95%までの範囲内とし、1万円未満切捨て）

#### 【調査基準価格（公契連モデル）】（最終改正 R4. 3. 4）

直接工事費の97%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の90%＋一般管理費の68%  
（予定価格の75%から92%の範囲内）

### (2) 最低制限価格（委託）について

契約課契約のコンサル（測量・設計等委託）案件における最低制限価格について、従前の1円単位の算定を改め、万円単位の算定とします。また、単価契約の最低制限価格については、引き続き1円単位の算定としつつ、これまで予定価格（基準工種単価）の70%としてきた算定式を、昨今の物価・人件費の高騰等を踏まえ、予定価格（基準工種単価）の80%とする改正を行います。改正後の規定（相模原市最低制限価格事務取扱要領）に基づく最低制限価格の算定方法は次のとおりとし、令和6年4月1日以降に公告又は指名を行う契約課契約のコンサル（測量・設計等委託）案件に適用します。

#### 【変動型】

○算定対象の入札（予定価格の70%～100%の間の有効な入札）の数が5以上の場合  
算定対象の入札の平均額（1万円未満切上げ）の90%

（ただし、予定価格の70%を下限とし、1万円未満切捨て）

○算定対象の入札の数が5未満の場合

予定価格の70%（1万円未満切捨て）

#### 【定率型】

○測量業務

直接測量費＋測量調査費＋諸経費の48%

（ただし、予定価格の70%から85%までの範囲内とし、1万円未満切捨て）

○土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価の90%＋一般管理費等の48%

（ただし、予定価格の70%から85%までの範囲内とし、1万円未満切捨て）

○地質調査業務

直接調査費＋間接調査費の90%＋解析等調査業務費の80%＋諸経費の48%

（ただし、予定価格の70%から85%までの範囲内とし、1万円未満切捨て）

○その他業務

予定価格の70%（1万円未満切捨て）

#### 【単価契約】

予定価格（基準工種単価）×80%（1円未満切上げ）